

<b>公安委員会</b> 説明資料No. <b>1</b>	平成24年度における被疑者 取調べ監督に関する実地点検 及び指導の実施状況について	平成25年4月18日 総務課
----------------------------------	-------------------------------------------------	-------------------

### 1 実地点検及び指導の実施

警察庁は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第12条に基づき、平成24年度において、47都道府県警察及び皇宮警察の延べ52警察本部と117警察署を対象に、実地点検及び指導を行った。

### 2 実施結果(△～指導事項)

警察庁が定めた(1)～(8)の重点項目を中心に、取調べ監督業務の点検を実施した。各都道府県ともおおむね良好であったが、次の点について指導を行った。

#### (1) 被疑者取調べ監督制度を円滑に運用するための体制の状況

△ 専任の警視、警部が配置されていない県(警視2県/警部4県)や、警察本部の一部の所属において、監督補助者の指名に妥当性を欠くと認められた県(10県)に対し、制度の適切な運用に資する体制を検討するように指導した。

#### (2) 被疑者取調べの状況の確認等の状況

△ 視認結果の記録に正確性を欠くと認められた県(1県)に対し、取調べ監督室によるチェックを強化するなど、適正な記録を行う仕組みを整えるように指導した。

#### (3) 被疑者取調べの状況等の報告の状況

各都道府県とも、警察本部長や公安委員会への報告が適切に行われており、良好であった。

#### (4) 巡察官による巡察の状況

各都道府県とも、取調べ監督室の巡察官による警察署への巡察が適切に行われており、良好であった。

#### (5) 苦情の申出を受けた際の取調べ監督官への通知の状況

各都道府県とも、取調べに係る苦情が監督部門に通知され、苦情担当部署等との緊密な連携によって適切な処理が行われており、良好であった。

#### (6) 取調べ調査官による調査の状況

△ 調査の要否判断に妥当性を欠くと認められた県(11県)や、調査実施に遅滞が認められた県(1県)に対し、適切かつ速やかな調査を実施するように指導した。

#### (7) 被疑者取調べ監督制度に関する教養等の状況

各都道府県とも、取調べ監督官及び監督補助者への指導や監督制度に関する教養が適切に行われており、良好であった。

#### (8) 取調べ状況の把握を容易にするためのシステムの改修の状況

△ 取調べの予定把握にシステムが十分に活用されていない県(2県)やシステムに統計数値の算定機能が付加されていない県(4県)に対し、効率的な把握に向けてシステムの改修を検討するように指導した。

### 3 今後の取組み

平成24年度に指導した項目の改善状況について点検を行うなどして、被疑者取調べ監督制度の運用の更なる充実を図る。

公安委員会	平成24年度会計監査実施結果	平成25年4月18日
説明資料No. 2	について	会計課
<p>1 重点項目及び対象部署 重点項目は捜査費、旅費及び契約とし、全120部署に対して実施した。</p> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 捜査費関係</p> <p>ア 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間交付者が捜査諸雑費を精算する際、捜査員に捜査費証拠書類の記載内容を確認させていなかった。</li> <li>イ 指導事項の主なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜査員が捜査費を支出した際、支出金額より多く又は少なく精算していた。</li> <li>○ 取扱者が交替した際に交替検査を受けていなかった。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 旅費関係</p> <p>ア 指示事項 該当なし。</p> <p>イ 指導事項の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅費の支給漏れ又は過払いがあった。</li> <li>○ 旅行終了から旅費の支給までに3か月以上を要しているものが多数あった。</li> </ul> <p>(3) 契約関係</p> <p>ア 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予定価格の積算に際し、積算項目の一部で消費税額を二重に計上したため、契約金額が割高となっていた。</li> <li>イ 指導事項の主なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業者から請書を徴取する際、作成日及び納入期限を空欄のまま提出させていた。</li> </ul> </li> </ul> <p>3 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況 警視庁、茨城県警察及び山口県警察が実施した捜査費の私的流用事案に係る自主調査結果について確認監査を実施したところ、当該自主調査結果と異なる事実は認められなかった。</p> <p>4 平成25年度の会計監査に向けて より適正な会計経理を推進するため、平成24年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成25年度においても引き続き厳正な会計監査を行うこととする。</p>		

## 1 「総合セキュリティ対策会議」について

- (1) 情報セキュリティに関する産業界等と政府機関、特に警察との連携の在り方について検討を行うことを目的に設置された生活安全局長主催の私的懇談会(平成13年度から毎年度開催)。
- (2) 平成24年度は、当初テーマとした「官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進」に加え、一連の遠隔操作ウイルス事案を受けて「サイバー犯罪捜査の課題と対策」を新たなテーマとして追加し、それぞれ4回にわたって議論を実施。

## 2 報告書の概要

- (1) 官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進について

## ア インターネット上の広告業界との連携の在り方及び自主的取組の促進 2頁

- ・ 広告料収入を目的とした悪質サイトの減少を期して、IHCからインターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供
- ・ 規約等に基づき、各事業者が自主的に悪質サイトへの広告配信を停止 等

## イ 匿名サイトにおける自主的管理強化の促進 11頁

- ・ 電気通信事業関連4団体による、電子掲示板管理者等に対するガイドライン及び契約約款モデル条項の普及促進のための啓発活動の強化 等

## ウ IHCの民間費用負担の在り方 18頁

- ・ 違法情報の警察への通報を適切に確保しつつ、他方で、民間も一定の責任を果たすべきであり、国民のニーズに合ったIHCの民間費用負担の在り方を引き続き検討

- (2) 新たなサイバー犯罪に関する課題と今後の対策について

## ア 高度匿名化技術の悪用への対策 2頁

- ・ サイト管理者等の自主的判断によりT o r が用いられた通信を技術的に遮断 等

## イ コンピュータ・ウイルス対策 5頁

- ・ 警察とアンチウイルスベンダー等との情報共有枠組みの構築
- ・ 警察におけるコンピュータ・ウイルスに係る情報の蓄積及び分析 等

## ウ 警察のサイバー犯罪対処能力の向上方策 9頁

- ・ 民間事業者への講義委託等による民間の知見の活用
- ・ 最新の情報通信技術に係る調査研究の推進 等

公安委員会

説明資料No. 4

愛知県稲沢市における窃盗被疑者の  
逃走事案等の発生・検挙について  
(愛知県警察)

平成25年4月18日

捜査第一課

### 1 事案の概要

被疑者 A は、4月16日、窃盗容疑で逮捕するため警察官が自宅アパートを訪れたところ、同日午後1時40分ころから同日午後8時40分ころまでの間、刃物1本を所持して、被疑者 B とともに、同アパートの屋根に上がり、同所において、約7時間逃走していたものである。

### 2 被疑者

#### (1) 銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑者

住居 愛知県稲沢市

職業

A

34歳

#### (2) 犯人隠避被疑者

住居(自称) 愛知県一宮市

職業

B

30歳

### 3 捜査の経過

(1) 被疑者 A は刃物を所持し、自宅アパートの屋根上にて被疑者 B とともに逃走し続け、捜査員の屋根から降りるようにとの説得にも応じなかったことから、捜査員が屋根に上がるなどし、4月16日午後8時40分ころ、A については銃砲刀剣類所持等取締法違反で、B については A に係る犯人隠避で、現行犯逮捕した。

(2) なお、制圧する際、A が B に刃物を突き付けていたことなどから、屋根上で制圧に当たっていた捜査員が、警告の上、拳銃を2発威嚇発射し、さらに A の足に向けて1発射撃した。

1 認知日時

平成25年4月16日（火）午前11時02分

※ 刑務官からの110番通報により認知

2 逃走場所

山形県山形市香澄町地内 山形駅付近路上

3 被疑者

受刑者

22歳

4 逮捕関係

(1) 日時

平成25年4月16日（火）午後0時16分

(2) 場所

山形県山形市幸町地内 倉庫

(3) 罪名

建造物侵入

(4) 種別

現行犯逮捕（警察官による）

5 逮捕に至る経過

受刑者2名を川越少年刑務所から山形刑務所に移送するため、職員3名で護送中、山形駅に到着し、迎えにきていた護送車に乗車すべく移動していたところ、上記被疑者が走って逃走したもので、110番通報を受けた山形県警察では、直ちに緊急配備を実施して捜索した結果、倉庫内に潜伏していた被疑者を発見し、建造物侵入により現行犯逮捕したものの。

## 1 現状

近年、暴力団排除が進展する中、その一方で、暴力団離脱者の社会復帰を促進し、その更生を図る重要性が高まっているが、受刑中に暴力団を一旦離脱しながら、出所後、一般の社会生活になじめず、再び暴力団に加入する者が少なくないという現状にある。

## 2 対策

### (1) 概要

暴力団離脱者の刑務所出所後の社会復帰を促進するため、警察の支援により暴力団を離脱し、仮釈放となった者の出所情報を警察と保護観察所が共有し、両者が連携して、就労及び定着に向けた支援を実施していくこととしたもの（法務省と協議の上、関係通達を発出）。

### (2) 主な連携強化の枠組み

ア 仮釈放となった者の出所情報を、刑務所等から、警察庁を通じて関係都道府県警察に提供を受けるとともに、保護観察所との情報共有を図る。

イ 離脱者受入企業を支援するため、保護観察所等と連携し、トライアル雇用制度、身元保証制度等の就労支援メニューの活用を図る。

#### ○ トライアル雇用

試行的に刑務所出所者等を雇用した場合に、雇用主に奨励金を支給するもの。

#### ○ 身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等の身元を保証し、刑務所出所者等の故意又は過失による業務上の損害に対して見舞金を支給するもの。

## 3 参考事項

暴力団員の社会復帰対策については、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議の再犯防止ワーキングチームが策定した「再犯防止に向けた総合対策」において、「関係機関の情報連携の下で、真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する」こととされている。

## 1 運動の期間、重点等

- (1) 期間：平成25年4月6日（土）～15日（月）
- (2) 主催：内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、(一財)全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体
- (3) 運動の基本及び全国重点
- 運動の基本
    - 子どもと高齢者の交通事故防止
  - 全国重点
    - ・ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
    - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
    - ・ 飲酒運転の根絶

## 2 期間中の交通事故の発生状況等

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	前年比	
発生件数（件）	20,095	20,975	19,875	18,879	16,515	15,725	-790	-4.8%
死者数（人）	126	109	96	119	118	105	-13	-11.0%
負傷者数（件）	24,865	25,936	24,366	23,136	20,276	19,419	-857	-4.2%

※ 23年は、統一地方選が実施されたため、例年、4月6日から15日までの間であるところ、5月11日から20日までの間に変更されている。

※ 発生件数、負傷者数は概数である。

※ 4月15日現在の交通事故死者数 1,183人（前年比 +25人 +2.2%）

## 3 期間中の交通死亡事故等の特徴

- 子ども（15歳以下）の死者数は3人（前年比1人増）
- 高齢者の死者数は50人（前年比10人減）、全死者数の47.6%
- 自転車乗用中の死者数は14人（前年比2人減）
- 自動車乗車中の死者数は40人（前年比10人増）
  - うちシートベルト着用が22人（前年比7人増）
  - シートベルト非着用が16人（前年比2人増）
- 飲酒運転による交通事故は76件（前年比39件減）
  - うち死亡事故は3件（前年比3件減）

## 1 地震の概要

## (1) 発生日時

平成25年4月13日（土）午前5時33分ころ

## (2) 発生状況等

- ・震源地 淡路島付近、規模M6.3、震源の深さ約15km
- ・兵庫県内 淡路市6弱、南あわじ市5強、大阪府等 5弱

## 2 被害状況（4月17日午後6時00分現在）

## (1) 人的被害～重傷8人、軽傷23人

- ア 重傷 8人～転倒による骨折等（兵庫県6人、大阪府1人、福井県1人）
- イ 軽傷23人～転倒や倒れたタンスで負傷等（兵庫県16、大阪府4、徳島県2、岡山県1）

## (2) 物的被害等

- ア 兵庫県洲本市で建物の半壊28棟、その他一部損壊等約2100棟
- イ 淡路市内の神戸淡路鳴門自動車道で防音壁10枚が落下、洲本市内の県道等12区間で落石等により通行止め。交通安全施設の被害なし
- ウ 警察関連施設  
兵庫県警の警察署・交番等8か所、大阪府警の交番1か所で窓ガラス等にひび

## 3 政府の対応

- 午前5時36分 官邸対策室設置
- 午前6時10分 緊急参集チーム協議（警察庁は警備局長）
- 午後1時 関係省庁対策会議

## 4 警察措置

## (1) 警察庁

- ・ 午前5時36分、警備局長を長とする災害警備本部を設置
- ・ 午前6時13分、中部及び中国管区広域緊急援助隊の出動待機を指示（午前9時15分解除）

## (2) 管区警察局及び府県警察

- ・ 兵庫県警では本部長を長とする警備本部を設置、航空隊ヘリや県警機動隊を現地に派遣し情報収集活動等を実施
- ・ 関係管区警察局及び府県警察も所要の態勢を構築し諸活動を実施